

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県医療局長 熊谷 泰樹

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 [略]</p> <p>(防疫等作業手当の特例)</p> <p>11 企業職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。</u>以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）が存する病院等、宿泊施設等の内部又はこれらに準ずる区域として医療局長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって医療局長が定めるものに従事したときは、別表第3防疫等作業手当の項の規定にかかわらず、特殊勤務手当として、防疫等作業手当を支給する。この場合において、同項中「210円の範囲内で医療局長が定める額」とあるのは、「3,000円（患者等の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他医療局長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）」とする。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>1 行政職給料表に定める職務区分表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 7級の<u>級</u>に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、<u>人事委員会の承認を得て</u>、その職務の級を1級上位に決定することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>2 医療職給料表(1)に定める職務区分表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 3級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、<u>人事委員会の承認を得て</u>、その職務の級を1級上位に決定することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>3 医療職給料表(2)に定める職務区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> <th>7 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td>リハビリ テーショ ン指導監 栄養指導 監 主任主査</td> <td>[略] 臨床検査 指導監</td> <td>[略] 臨床検査 指導監</td> </tr> <tr> <td>病院等</td> <td></td> <td>[略] 公認心理 師 臨床心理 士 歯科衛生 士</td> <td>[略] 主任公認 心理師 主任臨床 心理士 主任歯科 衛生士 [略] 公認心理 師 臨床心理 士 歯科衛生 士</td> <td>[略] リハビリ テーショ ン技師長 (5級の 欄に掲げ るリハビ リテーシ ョン技師 長を除く 。)</td> <td>[略] リハビリ テーショ ン技師長 (中央、 宮古、大 船渡、胆 沢、中部 、久慈、 磐井、南 光、釜石 、二戸及 び千厩に 限る。)</td> <td>[略] 臨床検査 技師長(中 央に限る 。)</td> <td>[略] 臨床検査 技師長(中 央に限る 。)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	本庁	[略]			[略]	リハビリ テーショ ン指導監 栄養指導 監 主任主査	[略] 臨床検査 指導監	[略] 臨床検査 指導監	病院等		[略] 公認心理 師 臨床心理 士 歯科衛生 士	[略] 主任公認 心理師 主任臨床 心理士 主任歯科 衛生士 [略] 公認心理 師 臨床心理 士 歯科衛生 士	[略] リハビリ テーショ ン技師長 (5級の 欄に掲げ るリハビ リテーシ ョン技師 長を除く 。)	[略] リハビリ テーショ ン技師長 (中央、 宮古、大 船渡、胆 沢、中部 、久慈、 磐井、南 光、釜石 、二戸及 び千厩に 限る。)	[略] 臨床検査 技師長(中 央に限る 。)	[略] 臨床検査 技師長(中 央に限る 。)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 [略]</p> <p>(防疫等作業手当の特例)</p> <p>11 企業職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。</u>）であるものに限る。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）が存する病院等、宿泊施設等の内部又はこれらに準ずる区域として医療局長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって医療局長が定めるものに従事したときは、別表第3防疫等作業手当の項の規定にかかわらず、特殊勤務手当として、防疫等作業手当を支給する。この場合において、同項中「210円の範囲内で医療局長が定める額」とあるのは、「3,000円（患者等の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他医療局長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）」とする。</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>1 行政職給料表に定める職務区分表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 7級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、その職務の級を1級上位に決定することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>2 医療職給料表(1)に定める職務区分表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 3級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、その職務の級を1級上位に決定することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>[略]</p> <p>3 医療職給料表(2)に定める職務区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> <th>7 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td>[略] 臨床検査 指導監 リハビリ テーショ ン指導監 栄養指導 監</td> </tr> <tr> <td>病院等</td> <td></td> <td>[略] 公認心理 師 歯科衛生 士</td> <td>[略] 主任公認 心理師 主任臨床 心理士 主任歯科 衛生士 [略] 公認心理 師 臨床心理 士 歯科衛生 士</td> <td>[略] リハビリ テーショ ン技師長 (5級か ら7級ま での欄に 掲げるリ ハビリテ ーション 技師長を 除く。)</td> <td>[略] リハビリ テーショ ン技師長 (中央、 宮古、大 船渡、胆 沢、中部 、久慈、 磐井、南 光、釜石 、二戸及 び千厩に 限る。)</td> <td>[略] 臨床検査 技師長(中 央に限る 。)</td> <td>[略] 臨床検査 技師長(中 央に限る 。)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	本庁	[略]			[略]			[略] 臨床検査 指導監 リハビリ テーショ ン指導監 栄養指導 監	病院等		[略] 公認心理 師 歯科衛生 士	[略] 主任公認 心理師 主任臨床 心理士 主任歯科 衛生士 [略] 公認心理 師 臨床心理 士 歯科衛生 士	[略] リハビリ テーショ ン技師長 (5級か ら7級ま での欄に 掲げるリ ハビリテ ーション 技師長を 除く。)	[略] リハビリ テーショ ン技師長 (中央、 宮古、大 船渡、胆 沢、中部 、久慈、 磐井、南 光、釜石 、二戸及 び千厩に 限る。)	[略] 臨床検査 技師長(中 央に限る 。)	[略] 臨床検査 技師長(中 央に限る 。)
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級																																										
本庁	[略]			[略]	リハビリ テーショ ン指導監 栄養指導 監 主任主査	[略] 臨床検査 指導監	[略] 臨床検査 指導監																																										
病院等		[略] 公認心理 師 臨床心理 士 歯科衛生 士	[略] 主任公認 心理師 主任臨床 心理士 主任歯科 衛生士 [略] 公認心理 師 臨床心理 士 歯科衛生 士	[略] リハビリ テーショ ン技師長 (5級の 欄に掲げ るリハビ リテーシ ョン技師 長を除く 。)	[略] リハビリ テーショ ン技師長 (中央、 宮古、大 船渡、胆 沢、中部 、久慈、 磐井、南 光、釜石 、二戸及 び千厩に 限る。)	[略] 臨床検査 技師長(中 央に限る 。)	[略] 臨床検査 技師長(中 央に限る 。)																																										
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級																																										
本庁	[略]			[略]			[略] 臨床検査 指導監 リハビリ テーショ ン指導監 栄養指導 監																																										
病院等		[略] 公認心理 師 歯科衛生 士	[略] 主任公認 心理師 主任臨床 心理士 主任歯科 衛生士 [略] 公認心理 師 臨床心理 士 歯科衛生 士	[略] リハビリ テーショ ン技師長 (5級か ら7級ま での欄に 掲げるリ ハビリテ ーション 技師長を 除く。)	[略] リハビリ テーショ ン技師長 (中央、 宮古、大 船渡、胆 沢、中部 、久慈、 磐井、南 光、釜石 、二戸及 び千厩に 限る。)	[略] 臨床検査 技師長(中 央に限る 。)	[略] 臨床検査 技師長(中 央に限る 。)																																										

				級の欄に掲げる栄養管理科長を除く。 [略] 副リハビリテーション技師長 栄養管理科次長 [略] 主査公認心理師 主査臨床心理士 主査歯科衛生士 [略] 主任公認心理師 主任臨床心理士 主任歯科衛生士	栄養管理科長（中央、宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、南光、釜石及び二戸に限る。） [略] 副臨床検査技師長（中央に限る。） [略] 特任薬剤師 [略] 特任公認心理師 特任臨床心理士 特任歯科衛生士	薬剤部次長
--	--	--	--	--	--	-------

				級から7級までの欄に掲げる栄養管理科長を除く。 [略] 副リハビリテーション技師長（中央を除く。） [略] 副臨床検査技師長（中央を除く。） [略] 主査公認心理師 主査歯科衛生士 [略] 主任公認心理師 主任歯科衛生士	栄養管理科長（宮古、大船渡、胆沢、中部、久慈、磐井、南光、釜石及び二戸に限る。） [略] 副臨床検査技師長（中央に限る。） 副リハビリテーション技師長（中央に限る。） [略] 特任薬剤師 [略] 特任公認心理師 特任歯科衛生士	薬剤部次長
--	--	--	--	--	---	-------

備考1 [略]

- 6級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 [略]

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

[略]

備考1 [略]

- 6級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 [略]

備考1 [略]

- 6級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 [略]

4 医療職給料表(3)に定める職務区分表

[略]

備考1 [略]

- 6級に区分されている職で医療局長が特に必要と認めるものについては、その職務の級を1級上位に決定することができる。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。